

つるかめ訪問看護ステーション指定訪問看護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人仁愛会が開設するつるかめ訪問看護ステーションが行う指定訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 つるかめ訪問看護ステーション
- 二 所在地 沖縄県浦添市伊祖 4 丁目 16 番 1 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師 常勤換算 2.5 名以上(内、常勤 1 名以上) 非常勤職員 1 名以上
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
- 三 理学療法士 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 1 名以上
理学療法士等は、医師の指示に基づき利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。
- 四 事務職員 1名(通所リハビリテーションと兼務) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月 30 日～1月 3 日を除く。
- 二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- 三 営業時間外は、常時連絡が可能な体制と緊急時訪問が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 死後の処置料は、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- 3 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に利用料金表にて説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、浦添市、那覇市、宜野湾市、西原町の区域とする。
その他の地域でのサービス提供においては、相談に応じる。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第 12 条 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止)

第 13 条 当事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じる。

1 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。

2 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

3 事業所において虐待防止をするための研修を定期的に実施する。

4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定)

第 14 条 当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 当事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年4回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人仁愛会の理事長と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

前規程は、平成18年12月31日をもって廃止する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規程は、平成19年9月1日から施行する。
この規程は、平成19年12月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年10月1日から施行する。
この規程は、平成22年7月21日から施行する。
この規程は、平成22年10月1日から施行する。
この規程は、平成23年3月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月21日から施行する。
この規程は、平成23年11月1日から施行する。
この規程は、平成25年6月1日から施行する。
この規程は、平成25年9月1日から施行する。
この規程は、平成25年11月1日から施行する。
この規程は、平成27年2月2日から施行する。
この規程は、平成27年5月1日から施行する。
この規程は、平成27年6月8日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成28年9月1日から施行する。
この規程は、平成30年3月19日から施行する。
この規程は、令和3年12月1日から施行する。
この規程は、令和6年2月20日から施行する。